

5 看護師^{*1}高橋 良幸^{*2}

看護師とは、保健師助産師看護師法第五条に、「厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者もしくはじょく婦に対する療養上の世話又は診療の補助を行うことを業とする者をいう」と定義されている。

准看護師とは、保健師助産師看護師法第六条に、「都道府県知事の免許を受けて、医師、歯科医師又は看護師の指示を受けて、前条に規定することを業とする者をいう」と定義されている。

1. 看護師の就業人数と就業場所

2019 年末の看護職員就業者数は、看護師 1,272,024 人、准看護師は 305,820 人である¹⁾。看護師の就業者数は、2010 年と比較して、この 10 年間で 1.27 倍に増加している。就業場所として最も多く就業する場所は病院で 876,227 人 (68.9%)、次いで診療所 190,343 人 (15.0%)、3 番目に訪問看護ステーション 54,951 人 (4.3%) である。10 年前と比較して訪問看護ステーションの就業者数が倍増している¹⁾。一方で、准看護師はこの 10 年間で 22% 減少し、305,820 人である。准看護師が多く就業している場所は、順に病院、診療所、居宅サービス等であるが、この 10 年間で病院は減少傾向であり、居宅サービス等、訪問看護ステーションにおいて増加傾向である¹⁾。

全就業看護師に占める男性の割合は、2010 年末の約 5.4% (53,820 人 / 994,639 人) から 2018 年には 7.6% (95,155 人 / 1,256,970 人) へ、全就業准看護師に占める男性の割合は、2010 年の 5.9% (23,123 人 / 389,013 人) から 2018 年には 6.8% (21,777 人 / 321,812 人) へ変化している²⁾。

これは、医療系職種への就業人気や男性看護師の社会的な認知の向上が背景にあると考えられる。

看護職員確保対策として、国は 1992 年看護師等の人材確保の促進に関する法律と、それに基づく基本方針を策定し、以来、離職の防止、看護系大学の整備充実、業務改革、福利厚生の実施、再就業の支援、新人看護師臨床研修の努力義務化等の総合的な対策を実施している。2014 年度からは、消費税増加分を活用した地域医療介護総合確保基金が各都道府県に創設され、地域の実情に応じ、離職防止や看護職員確保のための復職支援や勤務環境改善支援、学校養成所の施設整備の支援が図られている。

看護職員の需給計画については、厚生労働省において概ね 5 年ごとに見直しがなされている。2019 年 11 月に医療従事者の需給に関する検討会の看護職員需給分科会で中間とりまとめがなされ、2025 年推計で、地域による違いは一部あるものの需要に対して供給が不足すると見込まれている³⁾。2020 年の新型コロナウイルス感染症の流行の影響によって、従来の診療に加え感染者への対応やワクチン接種といった新たな医療ニーズが出現し、潜在看護師の復職の促進などを含めた看護師の確保が課題となっている。

2. 教育制度

看護師、准看護師の養成制度は図 1 の通りである。看護師の養成課程は多様であり、厚生労働省所管の養成所、並びに文部科学省所管の学校があることが特徴である。保健師助産師看護師学校養成所指定規則（以降、指定規則）を満たさなければ、看護師国家試験受験資格を付与する教育課程として認められない。保健師、助産師についても同様である。指定規則については、必要に応じて適宜、教育内容の見直し等を

^{*1} Nurse

^{*2} Yoshiyuki Takahashi 文部科学省高等教育局医学教育課

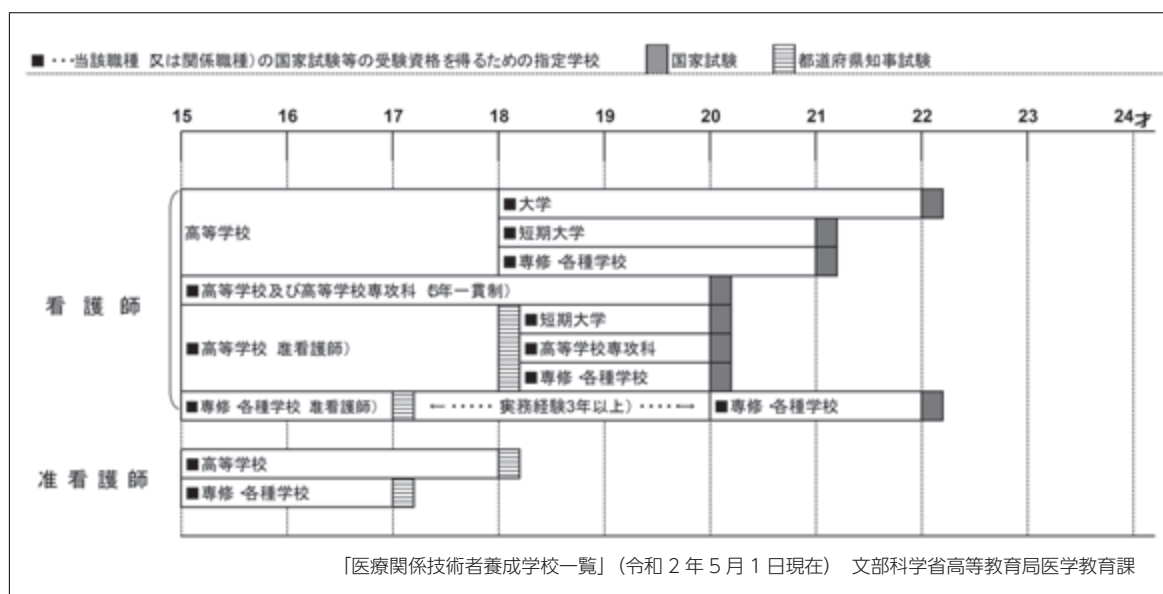


図1 看護師及び准看護師養成に係る学校状況

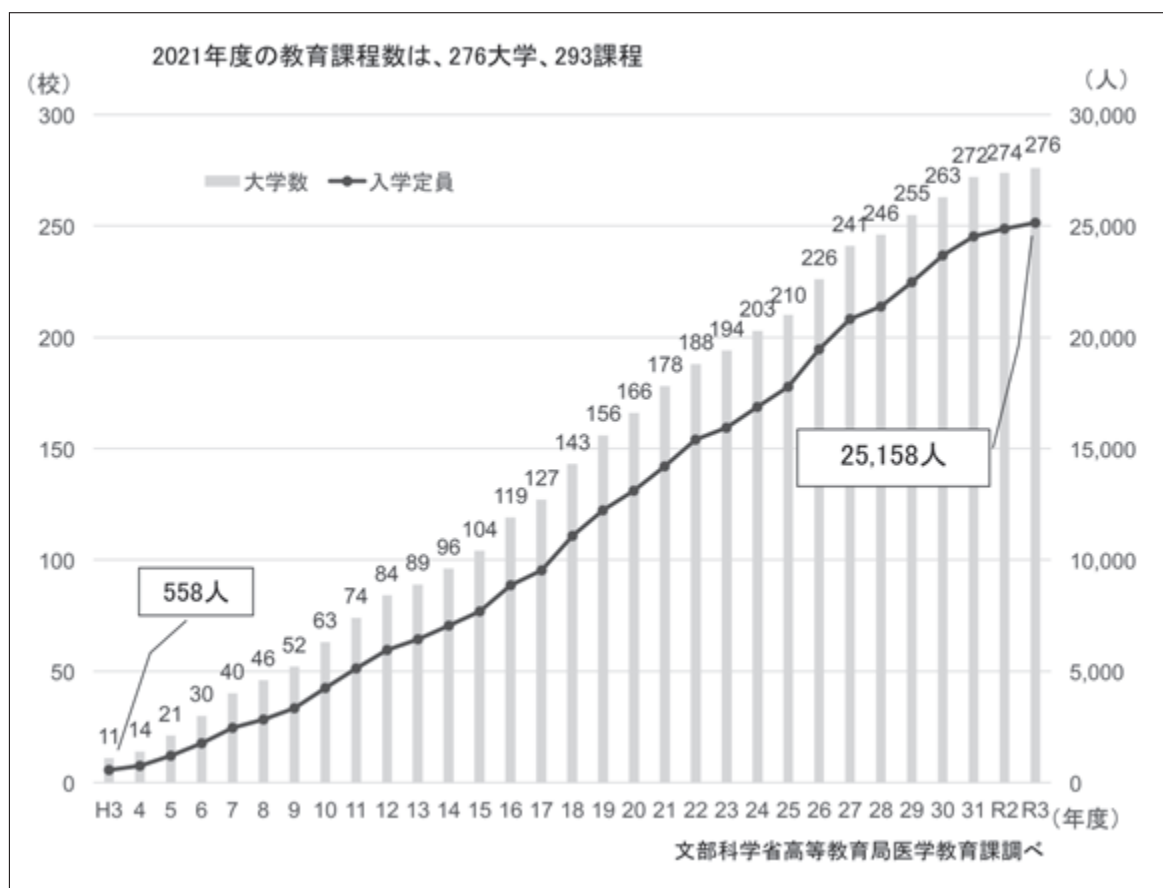


図2 看護系大学数及び入学定員の推移(令和3年度)

含めた改正を実施してきた。令和2年10月30日に指定規則の一部を改正する省令を公布し、看護師養成にかかる教育内容の総単位数は97単位から102単位となった。

大学において看護教育を行う場合、指定規則に加え、大学を設置するのに必要な大学設置基準（文部科学省令）を満たす必要がある。大学設置基準は、最低基準であり、大学はこの省令で定める設置基準より低下した状態にならないようにすることはもとより、その水準の向上を図ることに努めなければならない。一方、厚生労働省管轄の養成所については、指定規則のもとに局長通知の位置づけで発令する看護師等養成所の運営に関する指導ガイドラインに基づいて都道府県による指導が行われる。

近年は、大学における養成が増加しており、看護系大学は、1991年にわずか11校であったが、2021年には276校に達し、入学定員も、558人から25,158人へ急増した。2020年からの増加数は年間2校ずつであり、ペースが緩やかになった（図2）。看護系大学の入学定員の看護師養

成機関の入学定員総数に占める割合は、2020年で35.8%である（図3）。

3. 看護教育行政における文部科学省と厚生労働省の役割

看護教育行政における文部科学省および厚生労働省の役割は、4.3.保健師の項で述べている。

4. 卒後のキャリアパス

看護師免許取得後のキャリアパスとして、協議会や職能団体が認定する専門領域を限った非国家資格が存在する。主要なところでは、公益社団法人日本看護協会は専門看護師、認定看護師、認定看護管理者を認定している⁴⁾。専門看護師の教育課程は大学院の修士課程におかれ、その認定は一般社団法人日本看護系大学協議会で行われている⁵⁾。認定看護師については、2026年をもって教育は終了するが、現在、特定行為研修を組み込んだ新たな制度として移行がすすめられている。特定行為に係る看護師の研修制度は、在宅医療等の推進のため手順書等に

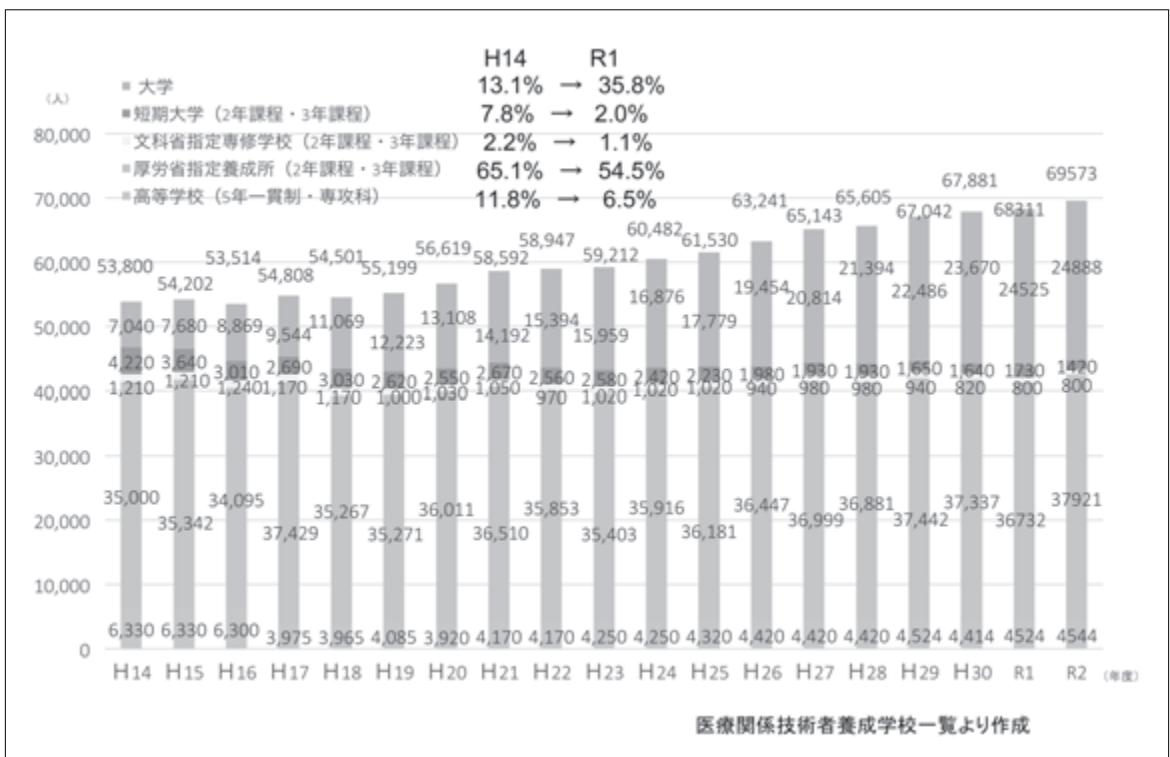


図3 看護師学校・養成所の入学定員の推移（令和2年5月現在）

より一定の診療の補助を行う看護師の確保を目的として2015年に開始され、2021年9月時点の修了者数は4,393名となっている⁶⁾。

大学院において修士や博士の学位を取得し専門性を高め、臨床や教育研究の場で活躍する道もある。

5. 看護教育における今日的課題

医療介護需要の増加が予測され、看護職員の人材確保が課題となっている。18歳人口の確実な減少も予測され、学生確保が課題になると予測される。看護系大学の急増によって、教員及び実習場所の確保も課題であり、教育者育成及び実習先との有機的な連携の促進が必要である。

大学においては、質の高い人材を養成する社会的使命を果たすため、看護学教育モデル・コア・カリキュラムなどの外部基準の積極的な活用や、継続的に教育について点検・評価する分野別評価等への取り組みが推奨される⁷⁾。

■文 献

- 1) 日本看護協会出版会編. 令和2年看護関係統計資料集, 日本看護協会出版会, 東京, 2021, p. 2-11.
- 2) 前掲書 1) p.12-3.
- 3) 厚生労働省. 医療従事者の需給に関する検討会看護職員需給分科会中間とりまとめ(令和2年11月15日(金)). https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/other-isei_338805.html (最終閲覧日: 2021.9.30)
- 4) 公益社団法人日本看護協会. 専門看護師・認定看護師・認定看護管理者. <https://nintei.nurse.or.jp/nursing/qualification/> (最終閲覧日: 2021.9.30)
- 5) 一般社団法人日本看護系大学協議会. 高度実践看護師教育課程認定委員会. <https://www.janpu.or.jp/activities/committee/#a3> (最終閲覧日: 2021.9.30)
- 6) 厚生労働省. 看護師の特定行為研修を修了した看護師数(令和3年9月) <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000194945.html> (最終閲覧日: 2022.2.18)
- 7) 文部科学省. 大学における看護系人材養成の在り方に関する検討会第一次報告(令和元年12月20日). https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/koutou/098/gaiyou/mext_00099.html (最終閲覧日: 2021.9.30)